

令和6年6月14日

国有財産の監査結果について
～ 国有財産の有効活用の観点から6件の指摘 ～

近畿財務局は、現在、国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条第1項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第3条の2の各規定等に基づき、各省各庁が所管する庁舎等の公用財産等について、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出など、国有財産の有効活用及び財政貢献等の観点から実地監査を実施しています。

令和5年度においては、庁舎等の公用財産53件、公共用財産2件及び用途指定財産8件の合計63件の監査を実施し、そのうち6件について問題点を指摘しました（別紙）。

指摘事案の内容は、非効率な使用の改善や適正な財産管理等を求めたものとなっています。

なお、実地監査に基づき指摘した事案については、定期的に進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施していきます。

※ 全国分の国有財産監査の結果については財務省ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

近畿財務局 管財部 統括国有財産監査官

電話：06-6949-6358

1.「一定の地域の庁舎」又は「特定の官署の庁舎」等の指摘

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
財務省	大阪税関	一般	—	関西空港地方合同庁舎	大阪府泉南市	関西空港地方合同庁舎は、共用部分の食堂等に余剰(約380㎡)が生じていることから、非効率使用の改善を図る必要がある。
財務省	大阪税関	一般	—	関西国際空港CIQ管理棟	大阪府泉南郡田尻町	関西国際空港CIQ管理棟は、庁舎内地下駐車場に空きが生じ非効率な使用となっていることから、入居官署である動物検疫所関西空港支署が借受けている民間駐車場の一部借受解消を図る必要がある。
最高裁判所	大阪地方裁判所	一般	—	羽曳野簡易裁判所	大阪府羽曳野市	羽曳野簡易裁判所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
財務省	大阪国税局	一般	—	草津税務署	滋賀県草津市	草津税務署は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
最高裁判所	京都地方裁判所	一般	—	宇治簡易裁判所庁舎	京都府宇治市	宇治簡易裁判所庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳を整理する必要がある。
法務省	神戸地方検察庁	一般	—	姫路法務総合庁舎	兵庫県姫路市	姫路法務総合庁舎は、入居官署の使用実態を正確に把握していないことから、使用実態を把握したうえで使用承認手続を行う必要がある。